

不良債権処理と税制

平成 15 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

《金融再生プログラム関係》

（金融庁）

制 度 名	金融機関の自己資本を強化するための税制措置	
税 目	法人税	
要 望 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 金融機関について、企業会計上の貸倒償却及び貸倒引当金（個別貸倒引当金及び一般貸倒引当金）の全額損金算入を認める。 ○ 金融機関について、欠損金の繰戻還付（現行 1 年）の凍結を解除するとともに、繰戻し期間を 15 年に延長する。 ○ 金融機関について、欠損金の繰越控除期間（現行 5 年）を 10 年に延長する。 	
	減税見込額 （平年度）	9 兆 5,000 億円

企業会計と税務会計における債権償却に関する考え方

企業会計

- 企業会計は、企業の財政状態及び経営成績に関して、真実な報告を提供するものでなければならない。(真実性の原則)
- 企業の財政に不利な影響を及ぼす可能性がある場合には、これに備えて適当に健全な会計処理をしなければならない。(保守主義の原則)

- 企業全般を対象とした実務指針(注1)
- 金融機関向けの実務指針(注2)と金融検査マニュアル

(注1) 「金融商品会計に関する実務指針」(平成12年1月31日 日本公認会計士協会)

(注2) 「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(平成9年4月15日 日本公認会計士協会)

税務会計

- 適正・公平な課税の確保の必要性
- 全ての納税者に平等に適用

- 貸倒損失
- 個別評価貸倒引当金
- 一括評価貸倒引当金

企業間信用のイメージ図

